明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（総務三）　一
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産七）　二

〔告　示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁三）　三
○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件（同四）　四
○日本国に帰化を許可する件（法務四六）　五
○円借款の供与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一八）　六
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（同二九）　七
○伝統的工芸品産業の振興に関する法律第二条第一項及び第二項の規定に基づき伝統的工芸品として指定した件（経済産業四～六）　八
○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示（国土交通四九）　九
○運輸審議会から答申があった件（同五〇）　九
○水先人に免許を与えた件（同五一）　九
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則に基づく相当指定をした件（同五二）　九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局一六）　一〇
○道路に関する件（関東地方整備局三一）　一〇
○道路に関する件（四国地方整備局五、六）　一〇

〔国会事項〕
国家試験　一一
平成二十九年司法試験の試験場（司法試験委員会）　一一

〔公　告〕
諸事項　一一
官庁　財団、製造たばこ小売定価関係　一一
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一二
会社その他　一三

〔叙位・叙勲〕
内閣　内閣府　国家公安委員会　警察庁　財務省　一〇

〔官庁報告〕
官庁事項　一一
厚岸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　一一
組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）（同）　一二

〔人事異動〕
内閣　内閣府　国家公安委員会　警察庁　財務省　一九

省　令

○総務省令第三号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第三項から第五項までの規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月二十六日

総務大臣　山本　早苗

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第一号イ中「第二十八条の二から第二十八条の二の三まで及び」を「第二十七条の三第八項、第二十八条の二から第二十八条の二の三まで、第二十八条の二の七第四項及び」に改め、「第二十八条の二から第二十八条の二の三まで、第二十八条の二の八」を「第二十七条の三第八項、第二十八条の二から第二十八条の二の三まで、第二十八条の二の七第四項、第二十八条の二の八」に改める。

第二十七条の三の見出しを「圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の基準の特例」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に改め、同項第一号及び第二号中「充てん」を「充填」に改め、同条第四項中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に改め、同条第六項各号列記以外の部分中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に改め、同項第一号中「圧縮天然ガススタンドをいう。以下この項及び次項」を「圧縮天然ガススタンドをいう。以下この項から第八項まで並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項」に改め、同項第三号中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に改め、同項第四号ハ(1)中「充てん」を「充填」に改め、同号ハ(2)中「充てんホースは」を「充填ホースは」に、「充てん口」を「充填口」に、「当該充てんホース」を「当該充填ホース」に改め、同項第五号中「充てん用ポンプ機器」を「充填用ポンプ機器」に改め、同条第七項中「圧縮天然ガ